

令和5年度消費者月間記念講演会

デジタル社会と消費者のくらし

オンラインショッピングにキャッシュレス決済と、私たちのくらしはデジタル社会の進展でどんどん便利になっています。しかし、新しいかたちの消費者トラブルも出てきており、決済手段等の仕組みや使い方を十分理解しないまま利用して被害に遭うこともあります。

デジタル社会の恩恵を受けながら、しかしこのようなトラブルに巻き込まれることなく、より豊かな消費生活を安心安全に送るためには、まずデジタルサービスの仕組みやリスクを理解しましょう。それと共に、情報を正確に見分ける力を蓄え、適切に活用するための情報モラルを身に付けることが必要です。

楽しく学んで、豊かなデジタルライフを送りましょう。

日時

令和5年 **5月21日** 日

13:30 ~ 15:30 (開場 12:30)

場所

三重県総合文化センター「フレンテみえ」1階
多目的ホール

(津市一身田上津部田 1234)

参加方法は **会場参加**、**オンライン配信** の2通り

入場料

受講無料 事前申込必要 申し込み方法は **裏面参照**

定員

会場参加 **250名**

オンライン配信 (Zoom) **100名**

【申し込み先着順】(定員となり次第、締切となります。)



講師

国際弁護士/元裁判官

八代 英輝さん

申し込み
お問合せ先

知るぽると
三重県金融広報委員会

三重県金融広報委員会
〒514-0004 津市栄町1-954 三重県栄町庁舎3階
TEL 059-246-9002 (平日8:30~17:15)

ステージイベント

三重県立神戸高等学校吹奏楽部

による演奏があります。

同時開催

「みえ・くらしのネットワーク」
会員による展示



主催 三重県、三重県金融広報委員会

後援 金融広報中央委員会

プログラム

開演 13:30 ——— 閉演 15:30

ステージイベント - 神戸高等学校吹奏楽部による演奏

主催者挨拶

講演会 ——— 「デジタル社会と消費者の暮らし」

講師 国際弁護士/元裁判官 八代 英輝さん



三重県消費生活センター
啓発キャラクター
ダンコムシ

講師プロフィール

1964年、東京生まれ。

慶應義塾大学法学部を卒業後、司法試験に合格。

2年間の最高裁判所での研修の後、裁判官に任官。

1997年に裁判官を退官し、東京弁護士会に弁護士登録。

2001年、米国コロンビア大学ロースクールに留学し修士課程修了

後、米国司法試験（ニューヨーク州）に合格。全米法律家協会、

ニューヨーク州弁護士会各知的財産権部に所属し、ウォール・

ストリートで170年以上の歴史をもつ法律事務所に勤務。

2005年より本拠地を東京に移し同事務所より独立、「八代国際法

律事務所」開設。

以後、メディア・雑誌等に多数出演。TBS「ひるおび!」MCとし

てレギュラー出演中。

神戸高等学校吹奏楽部

三重県立神戸高等学校吹奏楽部は1955年に創部した県内でも歴史の長い吹奏楽部です。

三重県吹奏楽コンクールでは毎年好成績を残し、これまでに東海吹奏楽コンクールに計13回出場しています。

最近では吹奏楽の枠を飛び越え、軽音楽のジャンルでも活躍中。全国高校軽音楽大会にも出場するなど、全国的にも珍しい二刀流バンドとして活躍しています。

申し込み方法 参加方法は、**会場参加・オンライン配信 (Zoom)** の2通りあります。

三重県金融広報委員会の**ホームページ**、または**電話**にてお申し込みください。

締切

5月15日 月
17:00

①～④の項目にお答えください。

① 氏名

② 参加方法（会場参加またはオンライン配信）

③ 電話番号（平日昼間に連絡可能な番号）

④ メールアドレス



申し込みフォームは
こちら

●申し込み受付は先着順です。（定員となり次第締切）

ホームページから申し込まれた方には受領確認メールを送信します。

●オンライン配信を希望された方には、後日「視聴用 URL」をメールにて連絡します。

●当日、発熱等の体調不良がある方は参加をご遠慮ください。

（お預かりした個人情報は、本講演会に関すること以外には使用することはありません。）

申し込み
お問合せ先

三重県金融広報委員会

〒514-0004 津市栄町1-954 三重県栄町庁舎3階

知るぽると
三重県金融広報委員会

TEL059-246-9002 (平日8:30～17:15)

三重県総合文化センター(多目的ホール)



消費者月間とは

「消費者保護基本法（消費者基本法の前身）」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

消費者月間には消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行っています。

消費者月間統一テーマ

「デジタルで快適、消費生活術
～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～」